

免許証の記載事項変更届について

申請場所

警察署（県内の警察署で申請可）

月曜日から金曜日（祝祭日を除く）

午前9時から午後4時00分

運転免許課、

月曜日から金曜日（祝祭日を除く）

午前8時30分から午後0時00分

午後1時00分から午後4時00分

日曜日

午前10時30分から午前11時30分まで

午後2時30分から午後3時30分まで

持ち物

住所変更

- ・ 住民票（6ヶ月以内に発行されたもの）
- ・ 健康保険証（裏面に記載があるものでも可能）
- ・ マイナンバーカード（通知カードは不可）
- ・ 消印付郵便物
- ・ 在留カード（外国人の方のみ）

本籍変更

- ・ 住民票（6ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）

氏名変更

- ・ 住民票（6ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）
- ・ マイナンバーカード

※ 確認書類については、
本籍変更及び住民票での氏名変更については、**提出**
住所変更及びマイナンバーでの氏名変更類については、**返却**
となります。

代理人による記載事項変更

本人以外でも住民票（同居している親族に限る）に併記されている方であれば、代理人として記載事項の変更が可能です。

持ち物

- ・ 本人の運転免許証
- ・ 本人と代理人が併記された住民票（同居している親族に限る）
- ・ 代理人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）

その他

記載事項の変更手続きについては、免許証の裏面へ記載となります。
表面への記載を希望される方は、再交付手続きとなります。

その他不明な点については、甲府警察署運転免許窓口へお問い合わせ下さい。